

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健に関する事務 基礎評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	母子保健に関する事務			
②事務の概要	本事務は母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康診査等を行うものである。 特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦産後ケア事業 ⑧未熟児の届出 ⑨未熟児の訪問指導 ⑩こども家庭センターの事業の実施に関する事務 ※④については窓口や郵送での書類の受領の他、サービス検索・電子申請機能で受領する。			
③システムの名称	保健衛生システム、宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバー、サービス検索・電子申請機能			
2. 特定個人情報ファイル名				
母子保健ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表70の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁／総務省令第9号。)第2条の表95の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁／総務省令第9号。)第2条の表95の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	こども子育て部こども家庭支援課			
②所属長の役職名	課長			
6. 他の評価実施機関				
—				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	松江市 総務部 総務課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel0852-55-5555(代表)			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				

連絡先	松江市 政策部 デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・複数人での確認や上司による最終確認を行ったうえで、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I-5-①部署	健康福祉部 保健センター	子育て部 子育て支援課	事後	機構改革による変更
令和1年6月25日	I-5-②所属長の役職名	小林 三浩	子育て支援課長	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	—	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年5月29日	I-1-②事務の概要	—	⑨母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務(追加)	事前	
令和2年5月29日	I-4-①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和2年5月29日	I-4-②法令上の根拠	—	(根拠条例追加)	事前	
令和2年5月29日	I-8 連絡先	情報政策課	情報統計課	事前	
令和2年5月29日	II-1 対象人数 時点	令和元年6月25日時点	令和2年4月30日時点	事前	
令和2年5月29日	II-2 取扱者数 時点	令和元年6月25日時点	令和2年4月30日時点	事前	
令和2年5月29日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	〔○〕接続しない(入手) 〔○〕接続しない(提供)	〔 〕接続しない(入手) 〔 〕接続しない(提供)	事前	
令和2年5月29日	目的外の手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和2年5月29日	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	
令和4年12月13日	I-1-②事務の概要	—	※④については窓口や郵送での書類の受領の他、サービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	
令和4年12月13日	I-1-③システムの名称	—	サービス検索・電子申請機能	事前	
令和4年12月13日	I-3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(別表第一49項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第40条)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の49の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	事後	
令和4年12月13日	I-4-②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法別表第二(第19条第7号関係)の69の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第38条の3 【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二(第19条第7号関係)の69の2項 ・別表第二省令第38条の3	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の69の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第38条の3 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の69の2の項 ・別表第二省令第38条の3	事後	
令和4年12月13日	I-5-②所属長の役職名	子育て支援課長	課長	事後	
令和4年12月13日	I-8 連絡先	松江市 政策部 情報統計課	松江市 政策部 デジタル戦略課	事後	
令和4年12月13日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月30日	令和4年12月1日	事後	
令和4年12月13日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月30日	令和4年12月1日	事後	
令和7年1月30日	I-1-②事務の概要	本事務は母子保健法(昭和40年法律第141号)に本事務は母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康診査等を行うものである。 特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦未熟児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ※④については窓口や郵送での書類の受領の他、サービス検索・電子申請機能で受領する。	本事務は母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康診査等を行うものである。 特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦産後ケア事業 ⑧未熟児の届出 ⑨未熟児の訪問指導 ⑩こども家庭センターの事業の実施に関する事務 ※④については窓口や郵送での書類の受領の他、サービス検索・電子申請機能で受領する。	事後	
令和7年1月30日	I-3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の49の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表70の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	事後	
令和7年1月30日	I-4-②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の69の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第38条の3 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の69の2の項 ・別表第二省令第38条の3	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁／総務省令第9号。)第2条の表95の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁／総務省令第9号。)第2条の表95の項	事後	
令和7年1月30日	I-5-①部署	子育て部子育て支援課	こども子育て部こども家庭支援課	事後	
令和7年1月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年12月1日	令和6年12月1日	事後	
令和7年1月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年12月1日	令和6年12月1日	事後	
令和7年1月30日	IV-8 人手を介在させる作業	—	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加